



2025年4月9日

静岡労働局長 様

静岡地方最低賃金審議会会長様

静岡県労働組合評議会
議長 菊池 仁

静岡県の最低賃金引き上げと最低賃金審議会の公正な運営を求める要請書

貴職におかれましては、日頃から労働行政の発展に尽力されていることに敬意を表します。

今通常国会では、最低賃金をめぐり、立憲民主党（末松義規議員）、日本共産党（小池晃議員）、社民党（大椿ゆうこ議員）からの質問だけでなく、与党の公明党（岡本三成議員）から「2020年代最低賃金1500円の実現」を求める質問が出され「（最賃は）物価が上がる前から働いても暮せない水準であった」「急いでやらなければいけない」（赤沢亮正賃金向上担当大臣）と答弁されるなど、大きな変化が生まれています。現在、政府は「2020年代に加重平均1500円」の目標に向かって、5月末をめどに赤沢大臣を中心に最賃引き上げのための効果的な対応策を公表することを明らかにしています。

地方議会では全国一律を求める意見書の採択が広がり、これは、地域間格差の広がり、雇用人口の流出、疲弊する地域経済への危機感の表れだといえます。福井県、岩手県、奈良県、徳島県などに続き、茨城県でも中小企業向けの直接支援制度を創設するなど、最低賃金の大幅な引き上げに向けた動きが加速しています。

私たち静岡県労働組合評議会（静岡県評）が加盟している、全国労働組合総連合（全労連）は、本日（4月9日）、25春闘の第2波全国統一行動として、全国の職場・地域で組合員の決起による「賃金上げろ！最賃ビッグアクションデー」に取り組み、私たち静岡県評も「最低賃金引き上げ・全国一律制の導入、地域間格差の解消」のため静岡労働局長と静岡地方最低賃金審議会会長宛て、2025年の最低賃金審議会の運営にあたり、下記の事項の実現を要請します。

記

- 1 中央最低賃金審議会の目安額に縛られることなく、労働者の生活の安定を図るために静岡県の最低賃金を1,500円以上に引き上げること。
- 2 最低賃金審議会の会議および、議事録をすべて公開とすること。
- 3 最低賃金審議会および専門部会の審議においては、意見陳述を実施し、より広範な労働者の意見を聴取し、審議に反映させること。
- 4 今年度の最低賃金審議会・労働者委員の選任にあたっては、静岡県評が推薦する労働者を委員として任命すること。

以上





2025年7月15日

静岡労働局長 國分一行 様
静岡地方最低賃金審議会 会長 様

静岡県労働局
議長

静岡県最低賃金引き上げと最低賃金審議会の公正な運営を 求める要請書

貴職におかれましては、日頃から労働行政の発展に尽力されていることに敬意を表します。
私たち静岡県労働組合評議会（以下静岡県評）は、毎月の街頭宣伝や署名活動、県内自治体への陳情など最低賃金の引上げを求める活動を行っています。

厚生労働省が7日発表した5月の毎月勤労統計調査によると、物価変動を考慮した一人当たりの実質賃金は前年同月比2.9%減少し、5か月連続のマイナスとなりました。食料品などの物価上昇のペースに賃上げが追いついていない状況が続く、2023年9月以来の大きな下げ幅となりました。最賃近傍で働く労働者ほど暮らしに重くのしかかり、地域経済も冷え込ませていて、今年の最低賃金の大幅引上げは、より切実で「待ったなし」の状況です。

中央最低賃金審議会が11日に始まりました。石破首相は「2020年代に全国平均1500円」との目標を掲げていますが、達成のためには単純計算で毎年7.3%程度の引き上げが必要であり、今年の引き上げ額が7%に届くか注目を集めています。

私たち静岡県評が今年実施した最低生計費試算調査のアップデート結果は、前回（2015年）の最低生計費の試算結果と比較すると、男性で199,996円から227,439円と13.8%、女性で198,959円から221,841円と11.5%それぞれ上昇しています。（いずれも税・社会保険料抜きの最低生計費）アップデートされた最低生計費（税込月額）を人間らしい労働時間である月150労働時間で換算すると、男性で1,904円、女性で1,867円となり現行の最低賃金額1,034円とは大きな差がみられます。また全国的な調査結果からは、「都市と地方で差がないこと」も明らかです。誰でも、どこでもふつうに働けば人間らしい暮らしができる全国一律最低賃金制度と生計費原則にもとづく引き上げの実施を強く求めます。

また、最低賃金を引き上げるうえで、中小零細企業への支援策の拡充が不可欠です。価格転嫁など取引の適正化、税・社会保険料の減免、扶養控除等の見直し・検討など抜本的な中小零細企業支援策と予算の増額が必要だと考えます。

つきましては、2025年の最低賃金審議会の運営にあたり、下記の項目について強く要請します。

記

1. 6月23日に全労連東海北陸地方協議会が実施した「歴史的な物価高騰のもとで最低賃金1500円以上への引上げと全国一律制を求める要請書」の要請9項目について再度要請します。

以上

(参考)

6月23日に全労連東海北陸地方協議会が実施した「歴史的な物価高騰のもとで最低賃金1500円以上への引上げと全国一律制を求める要請書」の要請9項目

1. 中賃の目安額に縛られることなく、労働者の生活の安定を図るために最低賃金を1500円以上に引き上げること。
2. すべての働く人に人間らしい生活を保障するために、最低賃金法を改正し、生計費原則に基づく「全国一律最低賃金制度」を実現し地域間格差を是正するよう国に働きかけること。
3. 審議会には、労働局から3要素を踏まえた審議ができるよう資料が提出されているが、「事業の支払能力」に関わる資料が多く偏りがある。憲法25条に基づく審議ができるよう、「労働者の生計費及び賃金」についても同等以上の資料を提出すること
4. 専門部会二者協議を含め全部公開するとともに、審議会や専門部会で女性や非正規労働者、学生が意見陳述をおこなう機会を設けること。また、すべての審議・協議の議事録を作成し全部を公開すること。
5. これまで、東海4県の審議会答申には、結論のみで根拠・理由等が記載されておらず、最賃法9条のいわゆる3要素を考慮して決められたのかもわからない。労働局長は審議会に審議経過とともに答申の額の根拠・理由の記載を求めること。審議会は、審議の経過とともに答申の根拠・理由を記載すること。
6. 大幅な物価上昇や経済情勢変動時には、年1回に限らず改定を行うこと。
7. 社会保険料の減免など、最低賃金引き上げに欠かせない中小企業支援策の抜本的拡充を国に求めること。
8. 最低賃金審議会の日程や委員の改選などの情報を求めるものに、適宜それらを提供すること。
9. 大幅に増加する労働行政の需要に対応するために、公共職業安定所や労働基準監督署など都道府県労働局の正規職員を大幅に増員し、労働行政の体制拡充・強化をおこなうこと。

2025 年 6 月 23 日

静岡県最低生計費試算調査結果 (2025 年版アップデート)

—若年単身世帯 (25 歳男性および 25 歳女性) —

静岡県評最賃プロジェクトチーム

監修：中澤 秀一 (静岡県立大学短期大学部)

はじめに

静岡県労働組合評議会 (静岡県評) では、2015 年に最低生計費試算調査を実施し、静岡市に在住の 25 歳の一人暮らしの若者が普通の暮らしをするためには、男性で月額 246,658 円、女性で同 245,621 円が必要であるという結果が得られた。¹

その後、約 10 年が経過し、その間に消費税の 10% への増税や 2022 年から始まる物価高騰など、国民の暮らしを直撃する値上げが行われており、それに見合った生計費試算の改定が必要となった。今回は、**2025 年 4 月時点**での若者の一人暮らしにかかる最低生計費をアップデートし、近年注目されている最低賃金政策に対する政策提言のエビデンスを得ることを目的としている。

1. 調査の概要

若年単身世帯を中心としながら他の年齢、階層、単身以外の世帯構成についても対象とし、いくつかの調査を組み合わせ、それらを集計することで「健康で文化的な最低限度の生活」を送るための最低生計費試算を行う。

今回実施された調査は、以下の 3 つの調査である。

- ①生活実態調査：大まかな生活実態を把握し、最低生計費を試算する基礎資料とした。
- ②持ち物財調査：対象者が生活に必要なものとして何を持っているかすべて記入してもらい、とくに価格調査の際に最低生計費を試算する基礎資料とした。
- ③価格 (市場) 調査：実際の**対象市 (静岡市)**における価格調査を実施。

これらの 3 調査に統計資料を利用した食料費、娯楽費、住居費、教育費などの試算結果を組み合わせ、最低生計費の試算を行った。今回は、その第 1 弾として 20 代単身世帯の結果を公表する。

2015 年 11 月からアンケート票の配布開始。2016 年 2 月現在で 1670 部を回収 (回収率 41.8%)。なお、このうち、若年単身者 (20 歳未満 + 20 歳代 + 30 歳代) の回答数 195 部 (男性 87 ケース、女性 108 ケース) で分析を行っている。なお、今回のアップデートは 2015 年から 2025 年 4 月にかけての物価変動を総務省統計局公表の「消費者物価指数」(C P I) を用いて分析し、係数を各費目に乗じる方法で行っている (表 1 参照)。係数を乗じて調整した項目は、光熱水道費、家具・家事用品費、被服及び履物費、保健医療費、自動車関係費、通信

費、教養娯楽耐久財費、理美容品費、理美容サービス費等である。また、2025年4月にアップデート用のアンケート調査（回答者数＝39名）を事前を実施したうえで、当該世帯モデルで何を所有させるのか、どんな生活の内容になるのか等について、確認した結果も今回のアップデートに反映させている。

表1 前回調査（2015）からの消費者物価指数の変動

	静岡2025年4月 (2020年=100)	同2015年平均 (2020年=100)	静岡2025年4月 (2015年=100)
光熱・水道	119.0	103.2	115.3
家具・家事用品	119.7	92.2	129.8
被服・履物	110.5	96.5	114.5
保険医療費	105.2	96.4	109.1
自動車関係	112.1	98.0	114.4
通信	72.8	109.6	66.4
教養娯楽耐久財	109.2	108.7	100.5
理美容品	102.6	102.2	100.4
理美容サービス	104.1	98.6	105.6
身の廻り用品	132.3	105.6	125.3
総合	108.5	98.9	109.7

2. 算定の対象となるモデルと地域

（1）対象モデル

最低賃金の引上げ要求運動につなげるため、20歳代の単身世帯を第一に分析することとした。具体的には、**大学を卒業後就職して勤続年数3年の「25歳男性」および「25歳女性」を想定**した。この労働者に支払われる賃金は月額23.8万円、このほかに一時金（賞与）として47.6万円（年間）が支払われており、年収は333.2万円と想定した。これは、「令和6年賃金構造基本統計調査」によると、静岡県（産業計）において所定内給与額が、20代前半で平均245,200円、20代後半で平均287,400円であったことを参考としている。

（2）居住地域

居住地域としては、**静岡市池田・小鹿地区**を想定した。静岡市に設定したのは、アンケート率の回収率が最も高かったのが静岡市であったことに加えて、若年単身世帯の4割以上が静岡市在住であったことが理由である。また、池田・小鹿地区に設定したのは、近隣に大学があり、学生が多く住んでいることから家賃が比較的低廉な地区であることが、主な理由である。

3. 算定の方法について

(1) マーケット・バスケット方式の採用

一連の最低生計費試算調査では、マーケット・バスケット方式（全物量積み上げ方式）を採用している。この手法は、佛教大学の金澤誠一氏の監修のもとで行われた「首都圏最低生計費試算調査」（2008年4月～6月実施、2039ケース集約。）および「東北地方最低生計費試算調査」（2009年5月～6月実施、1615ケース集約）、「愛知県最低生計費試算調査」（2010年5月～6月実施、518ケース集約）などの調査方法を、若干の修正を加えながらも基本的には踏襲した。調査方法を大幅に変えてしまうと、従前の調査との比較が困難となり、労働運動がかねてより求めている全国一律最低賃金の実現に結びつかなくなるからである。従前の調査同様に、以下の点に留意して算定を行った。

① 家具・家事用品、被服及び履物、教育娯楽耐久財、書籍・他の印刷物、教養娯楽用品、理美容用品、身の回り用品などは、持ち物財調査にもとづいて、**原則 7 割以上の保有率**の物を「人前に出て恥をかかないでいられる」ために最低限必要な必需品と考え、それぞれの費目ごとに積み上げて算定した。

また、耐用年数については、国税庁「**減価償却資産の耐用年数等に関する政令**」およびクリーニング事故賠償問題協議会「**クリーニング事故賠償基準**」を参考にした。

② 食費については、2024 年の総務省「家計調査」の品目分類にもとづいて、二人以上世帯の全国での平均および最も年間収入の低い第 1 五分位階層の 100g 当たりの消費単価を 4 つの食品群に分けてそれぞれ計算した。具体的には、「**2024 年家計調査年報**」の品目別分類の各費目の購入数量および 100 グラム当たりの平均価格から加重平均を求めた（ただし、嗜好品については、100k カロリー当たりの価格で算出）。ここから 2025 年 4 月時点での物価上昇率を考慮して算定する。

次に、女子栄養大学出版部『**食品成分表 2024 資料編**』にもとづき、1 日当たりの必要なカロリーを算出した（25 歳男性 1 日当たり 2650k カロリー、25 歳女性 1 日当たり 2000k カロリー）。また、「4 つの食品群の年齢別・性別・身体活動レベル別食品構成（1 人 1 日当たりの重量＝g）」（香川芳子：女子栄養大学教授案）にもとづいて必要な栄養を満たすように、食費を試算。香川氏の試算案にもとづきエネルギー必要量の 1 割は嗜好品でまかなうようにした。なお、家での食事の場合、食べ残しの廃棄率を 5%と想定している。

朝食・昼食・夕食については、生活実態調査の結果、それぞれどこでどのような食事の仕方をしているのかにもとづいて算定している。また、仕事の帰りや休日のお酒や会食についても生活実態調査の結果から、その回数、費用にもとづいて算定した。

③ 住居費については、公営住宅は少なく、現実に入ることが困難なため、民間借家を想定した。居住面積については、国土交通省「**住生活基本計画**」（計画期間は 2021 年度から 2030 年度）による「**最低居住面積水準**」にもとづき、**単身世帯 25 m²**とした。家賃については、住宅情報誌およびインターネットの情報にもとづき、**静岡市**での家賃を調査し、その最低価格帯を採用した。

④ 教育費については、単身世帯のため、今回は算定に含めない。

⑤ 教養娯楽サービスについては、生活実態調査の結果から、日帰り旅行の回数、費用、1泊以上の旅行の回数、費用にもとづいて算定する。その他、余暇・休日の過ごし方を調査し、その結果にもとづいて算定した。

⑥ 理髪料としては、**静岡市**内の理容店および美容院組合に所属している理美容店の価格調査を行った。男性の場合、**2 か月に 1 回の利用**、女性の場合、**3 か月に 1 回の利用**として算定する。

⑦ 交通・通信費については、生活実態調査の結果から、**静岡市では、移動手段として自家用車もしくはバイクが必需品であると判断した。**

また、通信費については、総務省「**平成 26 年全国消費実態調査**」を用いて、2025 年 4 月時点での物価上昇率を考慮して算定する。

⑧ 水道・光熱費、医療費については、総務省「**平成 26 年全国消費実態調査**」を用いるが、生活実態調査で医療費を尋ねており、その結果も考慮している。ここから 2025 年 4 月時点での物価上昇率を考慮して算定する。

⑨ 交際費・その他については、生活実態調査の結果から、第 1 に、親戚などの結婚式・お葬式などの参加の回数、費用を推計（**年 2 回、1 回の費用＝2 万円**）。第 2 に、お中元やお歳暮については、生活実態調査の結果から「送らない」と想定。第 3 に、見舞金やお年玉・その他の贈り物については、生活実態調査の結果から、その回数、費用を推計（**年間 4 回、1 回の費用＝2,000 円**）。第 4 に、住宅関係費として、共益費は生活実態調査並びに**静岡市**周辺の賃貸住宅情報誌等による調査結果から算定（**月に 2,000 円**）。第 5 に、新年会や忘年会、同窓会への参加を想定し（**年間 3 回**）、**5,000 円の参加費**として算定。第 6 に、現役の労働者・サラリーマンの場合には、労働組合費として**月 2,000 円**を想定（所得の 1%を目安）。第 7 に、その他会費として、**年間 3,000 円**を想定。ここから 2025 年 4 月時点での物価上昇率を考慮して算定する。

⑩ 自由裁量費（＝こづかい）については、これまでの算定では計上しなかった教養娯楽費としての切り花代などやネット配信料関係など、また、飲食費としての喫茶店でのコーヒー代などを、こづかいとして一括してここに計上した。これは、持ち物財調査では保有率が分散していて 7 割には満たないが、個々人の趣味など、価値の多様性を考慮したものである。その額は、1 人 1 日 200 円として月 6,000 円とする。ここから 2025 年 4 月時点での物価上昇率を考慮して算定する。

⑪ その他、予備費として、消費支出の 1 割を計上する。

4. 最低生計費の試算

（1）食費の算定

静岡市内に住む 20 代単身者の食生活は、どのようなものなのであろうか。生活実態調査からは、以下のような結果を得られた。まず朝食については、調査結果によれば、「家でしっかり食べる」が最も多く 49.2%であり、次いで「とらない」の 22.6%、「家で牛乳やコーヒーですます」の 16.9%と続いた。この結果から、**朝食は家で食べるものとした。**

昼食については、「弁当やパンを買う」の 28.7%が最も多く、次いで「職場の給食」の 28.2%、「家から弁当」の 26.7%と続いていた。昼食については、最も多いのが「弁当やパンを買う」＝28.7%、次に「給食」＝28.2%であった。また男女でライフスタイルが異なるので、男女別に分析すると以下のような結果が得られた。男性では「給食」＝37.9%、「弁当やパンを買う」＝25.3%、「家から弁当」＝12.6%と続き、女性では「家から弁当」＝38%、「弁当やパンを買う」＝31.5%、「職場の給食」＝20.4%と続いた。よって、**男性については半分を給食の日（1 日あたり 400 円）、もう半分をコンビニなどで「弁当やパンを買う」もの（1 日あたり 600 円）とし、女性については半分を弁当持参の日、もう半分を「弁当やパンを買う」日（1 日あたり 600 円）とすることにした。**

夕食については、「家でひとりで食べる」が 89.7%にのぼり、次いで「食堂の利用」2.6%であった。**夕食は家で食べるものとした（会食の日は別）。**

仕事の後や休日にお酒や会食をする回数は、実態調査から、**飲み会や会食を、男性は月 1 回、女性は月 2 回（飲み会 1 回ランチ 1 回）。男性 1 回 4,000 円、女性 1 回 4,500 円とした。**

表 1 4 つの食品群別にみた、100 g 当たりの消費単価

第 1 群		第 2 群	
乳・乳製品	卵	魚介・肉	豆・豆製品
30.96 円	47.07 円	187.22 円	19.80 円

第 3 群

野菜・海藻

52.63 円

いも類

44.04 円

果物

52.51 円

第 4 群

穀類

57.72 円

砂糖

33.74 円

油脂

72.68 円

嗜好品（飲料・酒類）

100 k カロリー当たり

108.13 円

①25 歳男性 1 日当たり 2,650 k カロリー（30 日＝79,500k カロリー）

表 2 25 歳、男性、身体活動レベルⅡ、4 つの栄養群別、必要な食品構成と金額

第 1 群		第 2 群	
乳・乳製品		魚介・肉	
必要量	300 g	必要量	180 g
金額	92.88 円	金額	337.00 円
卵		豆・豆製品	
必要量	55 g	必要量	80 g
金額	25.89 円	金額	15.84 円
第 3 群		第 4 群	
野菜・海藻		穀類	
必要量	350 g	必要量	400 g
金額	184.20 円	金額	253.98 円
いも類		砂糖	
必要量	100 g	必要量	10 g
金額	44.04 円	金額	3.37 円
果物		油脂	
必要量	150 g	必要量	30 g
金額	78.77 円	金額	21.80 円

（参考）：香川芳子監修『食品成分表 2015 資料編』（女子栄養大学出版部、2015 年）、p80。

（注）推定エネルギー必要量の 95% で構成

②25 歳女性 1 日当たり 2,000 k カロリー（30 日＝60,000k カロリー）

表 3 25 歳、女性、身体活動レベルⅡ、4 つの栄養群別、必要な食品構成と金額

第 1 群		第 2 群	
乳・乳製品		魚介・肉	
必要量	250 g	必要量	120 g
金額	77.40 円	金額	224.67 円

卵		豆・豆製品	
必要量	55 g	必要量	80 g
金額	25.89 円	金額	15.84 円
第 3 群		第 4 群	
野菜・海藻		穀類	
必要量	350 g	必要量	320 g
金額	184.20 円	金額	184.72 円
いも類		砂糖	
必要量	100 g	必要量	10 g
金額	44.04 円	金額	3.37 円
果物		油脂	
必要量	150 g	必要量	15 g
金額	78.77 円	金額	10.90 円

(参考) 表 2 に同じ

(注) 推定エネルギー必要量の 95% で構成

1 日エネルギー必要量の 90% とその他の栄養必要量を満たし、それに嗜好品を加えた金額は、

①男性

	2,385 k カロリー	1002.11 円
嗜好品・	265 k カロリー	286.54 円
合計		1288.64 円

②女性

	1,800 k カロリー	805.07 円
嗜好品・	200 k カロリー	216.25 円
合計		1021.32 円

従って、1 カ月、すべて家で食事したと仮定すると、男性で 1288.64 円×30 日≒38,659 円、女性で 1021.32 円×30 日≒30,639 円の食費となる。

昼食のとり方や会食については、以下の通り算定した。

①男性

コンビニ弁当	1 食	730k カロリー	600 円
1 カ月	10 食	7,300k カロリー	<u>小計 6,000 円</u>
給食	1 食	600k カロリー	400 円
1 カ月	10 食	6,000k カロリー	<u>小計 4,000 円</u>
昼食		13,300k カロリー	<u>計 10,000 円</u>

会食 1 回 枝豆、鶏から揚げ、おでん、刺身、ビール（中ジョッキ）、緑茶割り
 100k カロリー＋400k カロリー＋350k カロリー＋220k カロリー＋160k カ
 ロリー＋77k カロリー＝1,307k カロリー

月 1 回 1,307k カロリー 計 4,000 円

家での食事	63,586 k カロリー	30,921 円
昼食(給食&コンビニ弁当)	13,300 k カロリー	10,000 円
会食	1,307 k カロリー	4,000 円
廃棄分 (5%)	3,179 k カロリー	1,546 円
合計	81,372 k カロリー	46,467 円

②女性

コンビニ弁当 1 食 730k カロリー 600 円

1 カ月 10 食 7,300k カロリー 小計 6,000 円

会食 1 回 枝豆、鶏から揚げ、おでん、刺身、緑茶割り

100k カロリー＋400k カロリー＋350k カロリー＋220k カロリー＋77k カ
 ロリー＝1,147k カロリー

月 1 回 1,147k カロリー 小計 3,500 円

・ ランチ (ハンバーグステーキ、ライス、スープ、コーヒー、デザート) = 1,252
 k カロリー

月 1 回 1,252k カロリー 小計 1,500 円

家での食事	49,259 k カロリー	25,155 円
昼食(コンビニ弁当)	7,300 k カロリー	6,000 円
会食	2,399 k カロリー	5,000 円
廃棄分 (5%)	2,463 k カロリー	1,258 円
合計	61,421 k カロリー	37,413 円

(2) 住居費の算定

静岡市郊外（駿河区小鹿）での民間賃貸アパートについてインターネットや
 住宅情報誌等も用いて市場調査を行った。調査の結果では、単身用住宅として、
 25 m²の民間賃貸アパート・マンション（間取り 1DKor1K）では、353 件の
 物件があった。最低価格帯であった 45,000 円とした。

また、更新期間については、生活実態調査によると、「NA」が 9 割以上に及
 んだ。このことから、更新料はないものとした。

家賃 月 45,000 円

更新料 0 円

合計 45,000 円

(3) 水道・光熱費の算定

水道・光熱費の算定は、総務省「平成 26 年全国消費実態調査」の単身世帯のうち勤労世帯の「男女別、年齢階級別支出（30 歳未満）、東海地方の平均」を用いた前回結果に表 2 の係数を乗じた。

合計	$7,559 \text{ 円} \times 1.153 \text{ (物価上昇率)} \div 8,716 \text{ 円 (男性)}$
合計	$6,594 \text{ 円} \times 1.153 \text{ (物価上昇率)} \div 7,603 \text{ 円 (女性)}$

(4) 家具・家事用品の算定

家具・家事用品については、持ち物財調査によって算定した前回結果に表 2 の係数を乗じた。

合計	$3,883 \text{ 円} \times 1.298 \text{ (物価上昇率)} \div 5,041 \text{ 円 (男性)}$
合計	$4,124 \text{ 円} \times 1.298 \text{ (物価上昇率)} \div 5,354 \text{ 円 (女性)}$

(5) 被服および履物の算定

被服および履物については、持ち物財調査によって算定した前回結果に表 2 の係数を乗じた。

合計	$7,258 \text{ 円} \times 1.145 \text{ (物価上昇率)} \div 8,310 \text{ 円 (男性)}$
合計	$3,858 \text{ 円} \times 1.145 \text{ (物価上昇率)} \div 4,417 \text{ 円 (女性)}$

b) クリーニング代

男性：背広 2 着・礼服 1 着分のクリーニング代を想定した前回結果に表 1 の係数を乗じた。 $1 \text{ 着 } 1,050 \text{ 円} \times 3 / 12 = \text{月額 } 263 \text{ 円} \times 1.097 \text{ (物価上昇率)} \div 289 \text{ 円}$

女性：ワンピース 3 着・オーバーコート 2 着分のクリーニング代を想定した前回結果に表 1 の係数を乗じた。 $1 \text{ 着 } 1,050 \text{ 円} \times 5 / 12 = \text{月額 } 438 \text{ 円} \times 1.097 \text{ (物価上昇率)} \div 481 \text{ 円}$

(6) 保健医療費の算定

保健医療費の算定は、前回、生活実態調査で医療費（窓口負担や医薬品購入額の合計）を聞いており、回答者の平均額を用いた。今回は、前回結果に表 1 の係数を乗じた。

合計	$3,255 \text{ 円} \times 1.091 \text{ (物価上昇率)} \div 3,551 \text{ 円 (男性)}$
合計	$4,516 \text{ 円} \times 1.091 \text{ (物価上昇率)} \div 4,927 \text{ 円 (女性)}$

(7) 通信・交通費の算定

通信費の算定は、総務省「平成 26 年全国消費実態調査」の「男女別、年齢階級別支出（30 歳未満）、東海地方の平均」を用いた前回結果に表 2 の係数を乗じた。

合計	9,311 円×0.664（物価上昇率）≒6,183 円（男性）
合計	9,122 円×0.664（物価上昇率）≒6,057 円（女性）

交通費の算定では前回の「生活実態調査」では、交通用具の所有率は以下の通りであった。軽自動車（660cc 以下）＝25.1%、小型自動車（661～2000cc）＝9.7%、普通自動車（2000cc 以上）＝31.8%、ミニバイク（125cc 以下）＝9.7%、バイク（125cc 以上）＝7.2%、自転車＝49.2%。20 代単身者の 8 割以上が自家用車もしくはバイクを所有していた。また、自動車の必要性について「必需品」と答えた割合が最も多く 53.8%であった。職場までの交通手段で最も多かったのは自家用車の 35.9%で、次いで自転車の 24.1%、徒歩の 23.6%であった。今回の調査でも自動車の所有と通勤での自家用車の使用割合が一番高かったのも、前回同様に自動車の所有を想定した前回結果に表 2 の係数を乗じた。

合計 34,045 円×1.144（物価上昇率）≒38,947 円（男性・女性共）

（８） 教育費の算定 該当せず。

（９） 教養娯楽費の算定

娯楽用耐久財、教養娯楽用品及び教養娯楽サービス（旅行・余暇費用等）については、持ち物財調査によって算定した前回結果に表 1 の係数を乗じた。

a) 娯楽用耐久財 4,548 円×1.005（物価上昇率）≒4,568 円（男性・女性共）

b) 教養娯楽用品 300 円×1.097（物価上昇率）≒329 円（男性）
176 円×1.097（物価上昇率）≒193 円（女性）

c) 教養娯楽サービス 12,250 円×1.097（物価上昇率）≒13,438 円（男性）
16,000 円×1.097（物価上昇率）≒17,552 円（女性）

d) NHK受信料＝月額 1,100 円

e) 定額制コンテンツ

コロナ禍以降、動画、音楽、書籍などの定額制コンテンツの利用度が高まっている。アップデート用のアンケートの結果や合意形成会議での議論をふまえて、月 2,000 円を計上した。

（10） 理美容費の算定

理美容用品及び理美容サービスについては、持ち物財調査によって算定した前回結果に表 2 の係数を乗じた。

a) 理美容用品： 2,559 円×1.004（物価上昇率）≒2,569 円（男性）
4,179 円×1.004（物価上昇率）≒4,196 円（女性）

＊：合意形成会議の結果、男性もコスメ（化粧水や乳液）を使用している
ものとしてその分の金額を上乗せした

b) 理美容サービス：2,000 円×1.056（物価上昇率）÷2,112 円（男性）
3,333 円×1.056（物価上昇率）÷3,520 円（女性）

(11) 身の回り用品の算定

身の回り用品については、持ち物財調査によって算定した前回結果に表 1
の係数を乗じた。

822 円×1.253（物価上昇率）÷1,030 円（男性）

977 円×1.253（物価上昇率）÷1,224 円（女性）

(12) 交際費・その他の算定

今回の聞き取り結果から、前回の生活実態調査によって算定した前回結果に表 2 の係数を乗じた。

15,499 円×1.097（物価上昇率）÷17,188 円（男性・女性共）

静岡県最低生計費試算結果(2025年) 及び前回との比較表								
2015年				2025年4月				
		静岡市男性	静岡市女性			静岡市男性	静岡市女性	
消費支出		181,896	180,959	消費支出		206,838	201,739	
食費		40,253	34,240	食費		46,467	37,413	
	家での食事	23,003	18,800		家での食事	30,921	25,155	
	外食・昼食	9,100	5,500		外食・昼食	10,000	6,000	
	外食・会食	7,000	9,000		外食・会食	4,000	5,000	
	廃棄分	1,150	940		廃棄分	1,546	1,258	
住居費		38,000	38,000	住居費		45,000	45,000	
	家賃	38,000	38,000		家賃	45,000	45,000	
光熱・水道		7,559	6,594	光熱・水道		8,716	7,603	
家具・家事用品		3,883	4,124	家具・家事用品		5,041	5,354	
	家事用耐久財・暖房機器・家具	1,554	1,554		家事用耐久財・暖房機器・家具	2,018	2,018	
	室内装備品	129	129		室内装備品	167	167	
	寝具類	577	577		寝具類	749	749	
	家事雑貨	875	1,116		家事雑貨	1,136	1,449	
	家事用消耗品	748	748		家事用消耗品	971	971	
被服・履物		7,521	4,296	被服・履物		8,599	4,898	
	被服・履物	7,258	3,858		被服・履物	8,310	4,417	
洗濯代		263	438	洗濯代		289	481	
保健医療費		3,255	4,516	保健医療費		3,551	4,927	
	保健医療費	3,255	4,516		保健医療費	3,551	4,927	
交通・通信		43,356	43,167	交通・通信		45,130	45,004	
	交通費（通勤定期）	34,045	34,045		交通費（通勤定期）	38,947	38,947	
	通信費	9,311	9,122		通信費	6,183	6,057	
教育		0	0	教育		0	0	
教養娯楽		18,408	22,034	教養娯楽		21,435	25,413	
	教養娯楽耐久財	4,548	4,548		教養娯楽耐久財	4,568	4,568	
	教養娯楽用品	300	176		教養娯楽用品	329	193	
	旅行	6,250	10,000		旅行	6,856	10,970	
	余暇費用	6,000	6,000		余暇費用	6,582	6,582	
	定額制コンテンツ	0	0		定額制コンテンツ	2,000	2,000	
	NHK受信料等	1,310	1,310		NHK受信料等	1,100	1,100	
理美容費		3,340	7,512	理美容費		4,681	7,715	
	理美容用品	1,340	4,179		理美容用品	2,569	4,196	
	理美容サービス	2,000	3,333		理美容サービス	2,112	3,519	
身の回り用品		822	977	身の回り用品		1,030	1,224	
	その他	15,499	15,499		その他	17,188	17,188	
	自由裁量費	6,000	6,000		自由裁量費	6,582	6,582	
	冠婚葬祭費	3,333	3,333		冠婚葬祭費	3,656	3,656	
	お中元・お歳暮	666	666		お中元・お歳暮	731	731	
	共益費	2,000	2,000		共益費	2,194	2,194	
	忘年会等	1,250	1,250		忘年会等	1,371	1,371	
	その他会費	250	250		その他会費	274	274	
	組合費	2,000	2,000		組合費	2,380	2,380	
非消費支出		46,662	46,662	非消費支出		58,157	58,157	
	所得税	4,819	4,819		所得税	6,230	6,230	
	住民税	8,783	8,783		住民税	11,325	11,325	
	社会保険料	33,060	33,060		社会保険料	40,602	40,602	
予備費		18,100	18,000	予備費		20,600	20,100	
最低生計費	税等抜き月額	199,996	198,959	最低生計費	税等抜き月額	227,438	221,839	
	税等込み月額	246,658	245,621		税等込み月額	285,595	279,996	
	税等込み年額	2,959,896	2,947,452		税等込み年額	3,427,140	3,359,954	
必要最低賃金額（173.8 時間換算）		1,419	1,413	必要最低賃金額（173.8 時間換算）		1,643	1,611	
必要最低賃金額（150 時間換算）		1,644	1,637	必要最低賃金額（150 時間換算）		1,904	1,867	
最低賃金額（20XX年）				最低賃金額（2024年）		1034円		

5. 年収設定の改定について

・厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和6年）の結果に基づいて、若者（25歳、大卒、勤続3年目）の年収設定を以下のように改定した。なお、賃金の改定に伴い、労働組合費（賃金の1%に相当）も改定。

（資料）令和6年「賃金構造基本統計調査」、静岡、一般労働者

区分	企業規模計（10人以上）産業計 男女計							
	年齢 （歳）	勤続 年数 （年）	所定内 実労働 時間数 （時間）	超過 実労働 時間数 （時間）	きまって 支給する 現金給与 額（千円）	所定内 給与額 （千円）	年間賞与 その他特 別給与額 （千円）	労働者数 （十人）
20～ 24	23.0	2.2	161	12	245.2	222.1	429.4	6.814
25～ 29	27.4	4.4	160	13	287.4	254.0	668.6	8.407

年収設定

静岡 $23.8 \text{ 万円} \times 14 \text{ か月} = 333.2 \text{ 万円}$

12. 非消費支出の再計算について

・年収設定の改定および各種社会保険の保険料の改定に伴い、2024年時点での非消費支出（所得税、住民税、厚生年金、協会けんぽ、雇用保険）の再計算を行った。

1）所得税

4月分の給与を238,000円とすると、国税庁『令和7(2025)年分 源泉徴収税額表』より、4,840円。これにボーナスに対する分（月額1,390円）を加算すると、6,230円

2）住民税

①住民税の所得割額の求め方（県民税＝2%、市民税＝8%）

住民税が課税される所得金額は以下のように求める。

給与額が180万円～360万円未満のため、

給与所得＝ $333.2 \text{ 万円} \div 4 \times 2.8 - 8 \text{ 万円} = 2,252,400 \text{ 円}$

給与所得－（社会保険料控除＋基礎控除）＝ $2,252,400 \text{ 円} - (492,056 \text{ 円} + 43 \text{ 万円}) = 1,330,344 \text{ 円}$

市民税（税率8%）は、

$1,330,344 \text{ 円} \times 8\% \div 106,427 \text{ 円}$

県民税（同 2%）は、

$1,330,344 \text{ 円} \times 2\% \div 26,606 \text{ 円}$

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100 円未満を切り捨てると、

市民税は、 $106,427 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円} \div 104,400 \text{ 円}$

県民税は、 $26,606 \text{ 円} - 500 \text{ 円} \div 26,100 \text{ 円}$

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3,000円
県民税	1,400円
森林環境税(国税)	1,000円

したがって、住民税額（年額）は、 $104,400 \text{ 円} + 26,100 \text{ 円} + 3,000 \text{ 円} + 1,400 \text{ 円} + 1,000 \text{ 円} = 135,900 \text{ 円}$ となり、1 か月当たりで 11,325 円となる。

3) 社会保険料

①厚生年金保険料率＝18.3%（うち労働者分＝9.15%）

→標準報酬月額 240,000 円では、21,960 円が本人負担分

②協会けんぽ（静岡）保険料率 9.8%（うち労働者分＝4.9%）

→標準報酬月額 240,000 円では、11,760 円が本人負担分

③雇用保険料率（失業給付分）＝1.45%（うち労働者分＝0.55%）

→月収を 238,000 円とすると、1,309 円が本人負担分

したがって、1 ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、 $21,960 \text{ 円} + 11,760 \text{ 円} + 1,309 \text{ 円} = 35,029 \text{ 円}$ となり、 $\times 12 \text{ ヶ月分} = 420,348 \text{ 円}$ となる。

これにボーナス分 66,878 円を加えると 487,226 円となる（月あたり 40,602 円）。

6. 試算の結果からみえるもの

今回のアップデートした結果を、前回（2015 年）の最低生計費の試算結果と比較してみると、男性＝13.7%、女性＝11.5%、それぞれ上昇している（いずれも税・社会保険料抜きの最低生計費）。この 10 年間で賃金が同様に上昇していなければ、暮らし向きは苦しくなっていることを意味する。

2015 年試算結果と 2025 年アップデート結果の比較

	男性	女性
2015 年生計費試算結果（税等抜）A	199,996 円	198,959 円
2025 年生計費試算結果（税等抜）B	227,438 円	221,839 円
増加率（B/A）	113.7%	111.5%

ちなみに、この間の静岡県における最低賃金の増加額は 32.0%増である。ただし、最低賃金近傍の労働者の生活が楽になっているとは単純には言えない。

確かに、最低賃金の引き上げにより所得は増えたかもしれないが、そもそも最低賃金の水準じたいが普通に暮らすことは難しいのだ。アップデートされた最低生計費（税込月額）を中央最賃審議会が用いている月 173.8 時間の所定内労働時間で換算すると、男性で 1,643 円、女性で 1,611 円となり現行の最低賃金額＝1,034 円とは大きな差がみられる。

さらに、人間らしい労働時間である月 150 労働時間で換算すると、男性で 1,904 円、女性で 1,867 円となり現行の最低賃金額との乖離はさらに広がる。

石破政権は「2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続する」としているが、もはや 1,500 円では“低い目標”であると言わざるを得ない。今回のアップデート結果からみれば、今すぐ 1,500 円、「2020 年代に 2000 円」という目標が妥当であると考えられる。